

**【代理人の方が申請される場合】**

**府税関係書類提出時の本人確認書類について**

**平成２８年１月**から**マイナンバー（個人番号）**の利用が開始され、府税に関する申告書等の提出書類にも**マイナンバー（個人番号）**を記載していただいております。これら申告書等を府税窓口等にご提出いただく際には、

**本人確認書類**（**１．代理権を確認するための書類**、**２．代理人の方の身元を確認するための書類**及び、**３．本人の個人番号を確認するための書類**）の**提示**をお願いいたします。

なお、郵送の場合は、**当該書類の写し（委任状は原本）**を同封してください。

**１．代理権を確認するための書類（次のうちいずれか１つ）**

● 委任状**（任意代理人の場合）**

● 戸籍謄本その他その資格を証明する書類**（法定代理人の場合）**

　☆上記書類をお持ちでない場合は、以下の書類を提出又は提示してください。

● 本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類（※１）

● 本人しか持ち得ない書類の提示（例：個人番号カード、健康保険証、身体障がい者手帳　など）（※１）

※1 税理士法第二条第一項の事務を行う税理士等の方は、税務代理権限証書の提出が必要です。

**及び**

**２．代理人の方の身元を確認するための書類**

**＜代理人が個人の場合＞**

**☆次のうちのいずれか１つの書類（氏名及び住所又は生年月日が記載されたもの）をご提示ください。**

● 代理人の個人番号カード ● 運転免許証 　　● 運転経歴証明書

● 税理士証票　　　　　　　　　　　 ● 旅券（パスポート）　 ● 住民基本台帳カード（顔写真付）　● 身体障がい者手帳 ● 精神障がい者保健福祉手帳　　　● 療育手帳

● 在留カード ● 特別永住者証明書 ● 戦傷病者手帳

● その他写真付き身分証明書等

**＜代理人が法人の場合＞**

**☆次のうちのそれぞれ１つの書類（商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたもの）をご提示ください。**

**１**　● 登記事項証明書　● 印鑑登録証明書 ● 納税証明書 ● 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（※2）

**２**　● 社員証 ● 法人の従業員である旨の証明書

**☆上記書類をお持ちでない場合は、次のうちいずれか２つの書類をご提示ください。**

● 公的医療保険の被保険者証 ● 年金手帳 ● 児童扶養手当証書

● 特別児童扶養手当証書 ● 学生証（写真なし）　　　 ● 身分証明書（写真なし）

● 社員証（写真なし） ● 資格証明書（写真なし）

● 納税証明書

● 印鑑登録証明書 ● 納税通知書（国税、地方税） ● 戸籍の附票の写し（謄本、抄本も可） ● 住民票の写し ● 住民票記載事項証明書 ● 母子健康手帳

● 特別徴収税額通知書 ● 退職所得の特別徴収票　 ● 源泉徴収票

● 株式配当等の支払通知書 等 ● 特定口座年間取引報告書 ● 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（※2）

**（税理士の方で上記書類をお持ちでない場合は、税理士名簿等によって身元確認をさせていただく場合があります。）**

※2 領収日付の押印又は発行年月日（提示時において６カ月以内のものに限る）及び個人の場合は、個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）、法人の場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

**及び**

**３．本人（委任者）の個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか１つ）**

● 本人の個人番号カード又はその写し ● 住民票の写し（本人の個人番号記載）

● 住民票記載事項証明書又はその写し（本人の個人番号記載）

・令和２年5月25日以降、個人番号の通知カードは廃止されますが、以下の場合に限り、引き続き番号確認のための本人確認

書類として利用することが可能です。

1. 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、

記載事項に変更がない場合

1. 令和２年５月25日以前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和２年５月25日以前までに

変更手続がとられており、令和２年５月25日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

※通知カードの廃止以降、新たに個人番号が付番された場合、個人番号通知書が送付されますが、個人番号通知書は

個人番号を証明する書類としては使用できませんので、ご注意ください。

● 自身の個人番号に相違ない旨の申立書（※３）

● 本人交付用税務書類又は官公署が発行・発給した書類で個人番号及び個人識別事項の記載のあるもの

● 国外転出者に還付される個人番号カード

**☆その他、以下の場合には本人の番号確認を省略させていただく場合があります。**

**（例：身体障がい者等に係る自動車取得税・自動車税減免申請書を、身体障がい者ご本人に代わってご家族の方が提出される場合など）**

※3 本人が作成したもので、個人番号及び個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載があるもの（提示時において作成後６カ月以内のものに限る）。